

知北平和公園組合議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年9月8日

知北平和公園組合議会
議長 早川 高光

知北平和公園組合議会告示第2号

知北平和公園組合議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を
改正する規程

知北平和公園組合議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年知北平和公園組合議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「番号」の次に「又は同法第95条の2第2項第1号の免許情報記録の番号」を加える。

第8条第8項第1号及び第2号中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に改め、「その他」を「又は」に改める。

附 則

この規定は、公布の日から施行する。